

○自動車保管場所証明事務等処理要領

〔 令和 5 年 3 月 2 3 日 〕  
〔 例規甲（交規企）第133号 〕

（概要）

この要領は、自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号）、自動車の保管場所の確保等に関する法律施行令（昭和37年政令第329号）及び自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則（平成3年国家公安委員会規則第1号）により警察署長が行う自動車保管場所証明、自動車保管場所届出及び変更届出、自動車保管場所標章等に関する事務処理について定め、その事務の迅速かつ適正な運用を図ることを目的とする。